

国立研究開発法人物質・材料研究機構 反社会的勢力への対応に関する規程

平成27年3月24日
27規程第101号

(目的)

第1条 この規程は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）、各都道府県が定める暴力団排除条例その他関係法令等を踏まえ、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）における反社会的勢力との一切の関係を排除するための組織体制その他の対応に関する事項を定めることにより、機構における反社会的勢力による被害を防止するとともに機構の社会的責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 反社会的勢力 組織犯罪対策要綱（令和2年4月1日付警察庁刑事局長他通達）第7の1(1)ア(ア)から(キ)に規定する者その他暴力、威力又は詐欺的手法を駆使し経済的利益を追求する集団又は個人
- (2) 外部専門機関 警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関
- (3) 部門等 国立研究開発法人物質・材料研究機構組織規程（令和5年2月28日 2023規程第7号）第3条に定める組織
- (4) 役職員等 機構又は機構の業務に従事する場合における役員及び職員（派遣労働者その他の就労者を含む。）
- (5) 国等 国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人その他公益法人等

(反社会的勢力に対する基本方針)

第3条 機構は、公的研究機関としての社会的責任を踏まえ、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力による不当要求に応じない。

- 2 機構は、反社会的勢力からの不当要求に対して、民事及び刑事の両面から法的対応を行うものとし、当該要求の理由の如何に関わらず、一切応じないものとする。
- 3 機構は、平素から、外部専門機関との緊密な連携関係を構築し、国及び地方公共団体が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努める。
- 4 機構は、反社会的勢力に対応する役職員等及び関係者の安全を確保し、担当者又は担当部署のみならず、組織として必要な措置を講ずるものとする。
- 5 機構は、反社会的勢力からの不当要求が、機構の業務上又は役職員等のコンプライアンス違反に基づくものである場合であっても、違反事実を隠ぺいするための裏取引や資金提供を絶対に行わない。

(体制)

第4条 各部門等は、所掌業務に関して、反社会的勢力との関係の排除を図り、かつ、反社会的勢力からの不当要求に対応するとともに、当該情報を法務・コンプライアンス室長に報告する。

- 2 法務・コンプライアンス室長は、各部門等による反社会的勢力との関係の排除及び反社会的勢力からの不当要求への対応に関し、必要な支援を行う。

(事前確認等)

- 第5条 役職員等は、機構を当事者とする契約を締結する場合、当該契約の相手方が国等である場合を除き、契約書等における反社会的勢力排除条項の記載又は誓約書取り付け等の方法により相手方が反社会的勢力ではないことを事前に確認する。
- 2 役職員等は、事前の確認の過程で、当該契約の相手方の属性に疑義があると判断する時には、所属部門等の長を通じて、法務・コンプライアンス室長に報告する。その場合において、法務・コンプライアンス室長が必要と判断する場合には警察等への照会を行う。
 - 3 役職員等は、前二項の規定による確認により契約の相手方が反社会的勢力であることが判明した場合、契約を締結してはならない。
 - 4 役職員等は、契約の相手方が国等である場合を除き、契約書等に次の各号の規定を設けるよう努めなければならない。
 - (1) 契約の相手方による当該契約の履行にあたり、反社会的勢力と一切の関係を持たないことを求める条項
 - (2) 契約締結後に、契約の交渉相手方が反社会的勢力であることが判明した場合並びに反社会的勢力が直接又は間接的に契約相手方を支配するに至った場合には、契約を解除できる条項

(契約の解除)

- 第6条 役職員等は、契約締結後に契約相手方が反社会的勢力であることが判明した場合、原則として当該契約を解除するものとする。なお、契約の解除に当たっては、事前に所属部門等の長を通じて法務・コンプライアンス室長と連携の上、外部専門機関と十分に協議し、対応を行うものとする。

(不当要求への対応)

- 第7条 役職員等は、反社会的勢力による不当要求を受けた場合、所属部門等の長を通じて、法務・コンプライアンス室長に直ちに報告しなければならない。
- 2 法務・コンプライアンス室長は、前項の報告を受けた場合、法務・コンプライアンス室担当理事に直ちに報告する
 - 3 法務・コンプライアンス室担当理事は、前項の報告を受けた場合、事案の緊急性及び重要性等に応じ、速やかに理事長に報告するとともに、外部専門機関に相談する。
 - 4 反社会的勢力による不当要求への対応に当たっては、国及び地方公共団体の定める不当要求対応要領等に従うものとする。
 - 5 反社会的勢力による不当要求が、機構の業務上又は役職員等のコンプライアンス違反に基づくものである場合は、国立研究開発法人物質・材料研究機構コンプライアンス規程（平成21年3月30日 21規程第51号）その他関連規程等に基づく事実関係の調査を行う。調査の結果、反社会的勢力の指摘が虚偽であると判明した場合には、その旨を理由として不当要求を拒絶する。また、真実であると判明した場合でも、不当要求自体は拒絶し、違反の事実に対しては、別途関連規程等に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(庶務)

- 第8条 この規程の運用に係る事務は、法務・コンプライアンス室が行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行日前に締結された機構を当事者とする契約については、第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成28年4月20日 28規程第65号)

この規程は、平成28年4月20日に施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年2月28日 2023規程第14号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月11日 2025規程第17号)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。